

訪問介護重要事項説明書

<2024年 4月 1日 現在>

事業所名: 社会福祉法人さくら会 さくら会ヘルパーステーション

1. さくら会ヘルパーステーションの概要

(1) 名称および事業所番号等

事業所名	さくら会ヘルパーステーション
所在地	東京都品川区南大井5丁目19番1号
介護保険指定番号	1370900902
サービスを提供する 地域 *	品川区(南大井、東大井、勝島地域) *上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名()			1名()
サービス提供責任者	介護福祉士	2名(1)	1名()		3名(1)
		名()	名()		名()
事務職員		名()	名()		名()
従事者	介護福祉士	名()	5名()		5名()
	介護職員初任者研修修了者	名()	5名(1)		5名(1)
	3級修了者	名()	名()		名()
	その他	名()	名()		名()

※ ()内は男性再掲 常勤サービス提供責任者1名は管理者を兼任

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00	備考
平日	○	○	○	×	
土・日・祭日	○	○	○	×	

* 時間帯により料金が異なります。

2. サービス内容

(1) 身体介護

日常的な介護が必要なご利用者のために、一人での動作が難しい部分を介助します。下記のサービスが中心です。

入浴介助・清拭(体拭き)・洗髪介助・手浴・足浴・更衣介助・整容・移動介助・体位変換・排泄介助・食事介助・口腔衛生・通院・外出介助 等

(2) 生活援助

身体介護以外の生活を支えるサービスとして、家事全般をサポートします。

一般的な調理・洗濯・掃除・整理整頓・衣服の補修・買物・薬の受け取り等

(3) その他のサービスについて

介護予防・日常生活支援総合事業は皆様の保険料や公費によって成り立つものです。このため原則として以下のようなサービスは支給の対象とはならず、提供対象外となります。

①本人以外の部屋の掃除など家族のための家事。

②庭の草むしりなど、介護サービス従業者がやらなくても普段の暮らしに差しつかえがないもの。

③大掃除など普段はやらないような事。 等

※医療行為・・・医療行為は行いません。

※生活援助の買物のサービス提供の際、クレジットカード等はお預かりできません。

3. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付を受けてサービスを利用する場合は、利用者ごとの負担割合に応じた額が利用者の負担額となります。ただし、介護保険給付の限度額を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 訪問介護料金表 】(※地域加算 特別区・・・一単位当り11.40円)

	提供時間	報酬単位	サービス費用	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
身体介護	① 20分未満	163単位	1, 858円	186円	372円	558円
	② 20分以上30分未満	244単位	2, 781円	279円	557円	835円
	③ 30分以上1時間未満	387単位	4, 411円	442円	883円	1, 324円
	④ 1時間以上1時間30分未満	567単位	6, 463円	647円	1, 293円	1, 939円
	④に続ける場合、30分毎に	82単位	934円	94円	187円	281円
生活援助	① 20分以上45分未満	179単位	2, 040円	204円	408円	612円
	② 45分以上	220単位	2, 508円	251円	502円	753円
身体介護に引き続く生活援助 (身体介護①を除く)	身体介護＋20分以上45分未満	65単位	741円	75円	149円	223円
	身体介護＋45分以上1時間10分未満	130単位	1, 482円	149円	297円	445円
	身体介護＋1時間10分以上	195単位	2, 223円	223円	445円	667円
初回加算	1月につき	200単位	2, 280円	228円	456円	684円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	100単位	1, 140円	114円	228円	342円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	200単位	2, 280円	228円	456円	684円
緊急時訪問介護加算	1回につき	100単位	1, 140円	114円	228円	342円
夜間早朝加算	1回につき所定単位数の100分の25を加算					
深夜加算	1回につき所定単位数の100分の50を加算					
2人ヘルパー加算	1回につき所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定					
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき3単位を加算					
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき4単位を加算					
口腔連携強化加算	1回につき50単位を加算					
特定事業所加算(Ⅰ)	1回につき所定単位数の100分の20を加算					
特定事業所加算(Ⅱ)	1回につき所定単位数の100分の10を加算					
特定事業所加算(Ⅲ)	1回につき所定単位数の100分の10を加算					
特定事業所加算(Ⅳ)	1回につき所定単位数の100分の3を加算					
特定事業所加算(Ⅴ)	1回につき所定単位数の100分の3を加算					
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき総単位数の1000分の245を加算(令和6年6月から。令和6年5月までは1000分137を加算)					
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき総単位数の1000分の224を加算(令和6年6月から。令和6年5月までは1000分の100を加算)					
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき総単位数の1000分の182を加算(令和6年6月から。令和6年5月までは1000分の55を加算)					
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき総単位数の1000分の145を加算(令和6年6月から。令和6年5月までは(Ⅲ)の100分の90を加算)					
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月の総利用単位数の1000分の63を加算(令和6年6月廃止)					
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月の総利用単位数の1000分の42を加算(令和6年6月廃止)					
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月の総利用単位数の1000分の24を加算(令和6年6月廃止)					
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1を減算					
高齢者虐待措置未実施減算	所定単位数の100分の1を減算					
同一建物減算	1回につき所定単位数の100分の10を減算					
※総単位数は、介護職員処遇改善加算ならびに介護職員等特定処遇改善加算以外に算定した単位数の合計						

* サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。

なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

- * 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- * 夜間早朝加算は、夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)に訪問介護を行った際に加算します。
- * 2人ヘルパー加算は、利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行った際に算定します。
- * 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善の取組として、創設された制度です。
社会福祉法人さくら会では、介護職員の処遇改善・雇用の安定や利用者へのサービスの質の向上を目的として、介護職員処遇改善加算の制度を有効に活用してまいります。
- * 同一建物減算は、事業所と同一敷地内または、隣接する敷地内の建物に居住する利用者を訪問する場合、または、同一敷地内または、隣接敷地内以外の建物に居住する利用者を訪問する場合であっても、同一建物に居住する利用者の人数が一定以上である場合に減算します。

(2) 交通費

1頁、1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、サービス従業者が訪問するための交通費の実費が必要です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルされる場合は、至急ご連絡下さい。(連絡先電話番号:5753-3917)

① サービス利用日の前々日17時まで	無料
② サービス利用日の前日17時まで	基本料金の 50%
③ サービス利用日の当日	基本料金の100%

(4) その他

- ① ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、ご利用者のご負担になります。
- ② 料金のお支払方法
毎月20日前後に前月分の請求書を発行いたします。口座自動振替にてお支払いの場合は引き落とし日である毎月26日までに入金をお済ませください。
お振込みや現金でのお支払いをご希望の場合は、ご相談ください。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。
訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始いたします。

※ 居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に依頼している場合は、事前に介護支援専門員(ケアマネジャー)とご相談下さい。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになられた場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合

※ 基本チェックリストをお受けになり、総合事業対象者として、品川区介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けられる場合があります。ケアマネージャーにご相談ください。

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって、直ちにサービスを終了することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

5. 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①それぞれの人がその人らしく生活する姿勢を尊重し、そのために必要な生活支援を行います。
- ②奉仕の心、福祉の心を大切に、利用者には選ばれる質の高いサービスを追及します。
- ③さくら会の保有する在宅生活支援部門と密接に連携し、適切かつ効果的なサービスを提供します。
- ④品川区および医師会等の連携を生かし、信頼性の高いサービスを提供します。

(2) サービスご利用のために

事 項	有	無	備 考
サービス従業者の変更の可否	○		変更を希望される方はお申し出下さい。
男性ヘルパーの有無	○		
サービス従業者への研修の実施	○		実技研修、マナー研修等を実施しています。
サービスマニュアルの作成	○		

(3) 第三者評価の実施状況:無し

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、ご利用者の容体の変化等があった場合は、事前の打合わせにより、ご家族、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

7. サービス内容に関する相談・苦情

①相談について

担当者： サービス提供責任者
境野真一・吉井通枝

電話：03－5753－3917

②苦情について

担当者： 管理者
芦野雪絵

電話：03－5753－3917

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

品川区 高齢者福祉課
支援調整係

電話：03－5742－6728

東京都国民健康保険団体連合会
介護保険担当窓口

電話：03－6238－0177

年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 東京都品川区南大井5丁目19番1号
名称 社会福祉法人 さくら会
さくら会ヘルパーステーション

印

<説明者>

氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

<利用者> 住所

氏名

印

<代筆者> 住所

氏名

印